



## NEWS RELEASE

2025年3月31日

信用金庫における「しんきんらいふ年金FS〈一時払型〉」販売再開について

フコクしんらい定額年金

しんきんらいふ年金FS

3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険

フコクしんらい生命保険株式会社（本社：東京都新宿区西新宿 8-17-1、社長：森下 俊彦、以下「当社」）は、2025年4月2日より、円建て一時払年金保険「しんきんらいふ年金FS〈一時払型〉」（正式名称：3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険）を信用金庫による生命保険窓販商品として、販売再開いたします。

この商品は、職業の告知のみでお申込みいただくことができ、ご加入時に定めた年金額または一括受取額をお受け取りいただけます。また、死亡給付金が一時払保険料を下回ることがないため、計画的な資産形成に適しています。

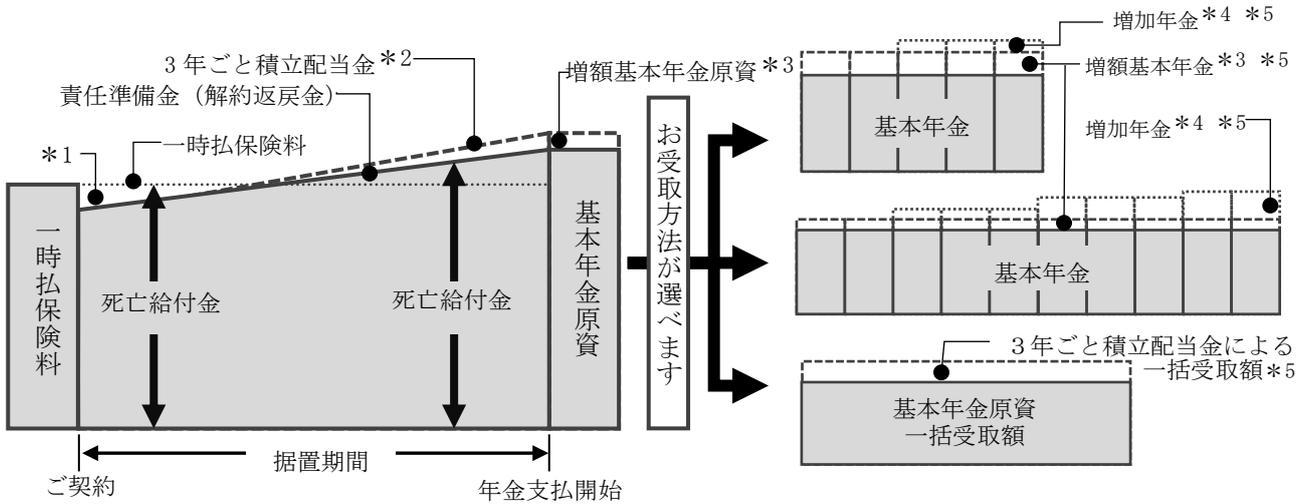
当社は今後とも、お客さまにご理解いただきやすく、安心してご加入いただける商品を提供してまいります。

### 〈商品の主な特徴〉

- ① ご加入時に基本年金額が確定するため、計画的に資産形成ができます。
- ② 基本年金額は年齢・性別に関係なく一律で、職業の告知のみでお申込みいただけるシンプルでわかりやすい商品です。
- ③ 死亡給付金は一時払保険料を下回ることがありません。また、不慮の事故や所定の感染症で亡くなられた場合は災害死亡給付金として、死亡給付金の1.1倍の金額をお支払いします。

商品の概要

1. しくみ図 (イメージ図)



- \*1: 加入時に保険契約の締結・維持に係る諸費用を控除させていただいているため、ご契約後、短期間で解約された場合、解約返戻金額は、一時払保険料を下回ることがあります。
- \*2: 3年ごと積立配当金は、運用実績などによって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。
- \*3: 増額基本年金とは年金支払開始日までに積み立てられた3年ごと積立配当金で増額された年金です。
- \*4: 増加年金とは年金支払開始後に積み立てられた配当金で増額された年金です。
- \*5: 増額基本年金・増加年金・3年ごと積立配当金による一括受取額は、いずれも契約者配当金を原資としていますので、契約者配当金の有無およびその金額の影響をうけます。このため、運用実績などによっては、お支払いできないこともあります。

2. 年金・給付金のお支払い

名称	お支払いする場合	お支払いする金額	受取人
年金支払開始日以後	被保険者が、年金支払期間中の年金支払日に生存されているとき	「基本年金額」と同額	年金受取人
	被保険者が、年金支払開始日以後、年金支払期間中の最後の年金支払日前に亡くなられたとき	年金支払期間中の未払年金の現価	年金受取人*

\*年金受取人が被保険者の場合には、未払年金の現価は、被保険者の法定相続人にお支払いします。

ご希望により、年金を一時金でお受け取りいただくことも可能です。年金支払開始日後、年金支払期間の最後の年金支払日前に限り、残余年金支払期間の未払年金の現価を一括でお支払いします。（支払後ご契約は消滅）

名称	お支払いする場合	お支払いする金額	受取人
死亡給付金	被保険者が亡くなられたとき (災害死亡給付金が支払われる場合を除く。)	責任準備金と一時払保険料のいずれか大きい方の金額	死亡給付金受取人
災害死亡給付金	被保険者が不慮の事故（その事故の日から180日以内の死亡に限ります。）や所定の感染症*で亡くなられたとき	死亡給付金の1.1倍の金額	

\*所定の感染症については『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

### 3. 主な取扱条件

契約年齢範囲(被保険者)	0～80歳 <sup>*1</sup>
据置期間	10～19年(1年単位)
年金支払開始年齢	10～90歳
年金受取方法(年金支払期間・種類)	5年・10年確定年金
最低保険料	50万円
最高保険料	最高基本年金額以内 <sup>*2</sup>
保険料の単位	1,000円
最低基本年金額	10万円
最高基本年金額	3,000万円(当社の他の個人年金保険と通算して)
基本年金額の単位	10円(1円の位を切り上げ)

\*1: 被保険者の契約年齢は、契約日における満年齢で計算します。

\*2: 1契約あたりの保険料は、1億円未満でのお取り扱いとなります。1億円以上の保険料でお申込みいただく場合、ご契約を2契約以上に分けてお申込みください。

※この資料は商品の概要を説明したものです。保険募集を目的としたものではありません。ご検討・お申込みに際しては、重要事項を説明した書面である「契約締結前交付書面(ご契約の概要/注意喚起情報)兼商品パンフレット」を必ずご確認ください。「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険知識などについてご説明していますのでご確認ください。

募 AM0424096 (25.03)